



我が国の国際的諸活動の進展に伴い、
多くの日本人学校がその子供を海外に
帯同しています。
それらの日本人の子供のために、
国内の小学校または中学校における教育に準じた
教育を実施することを目的として海外に設置された
教育施設です。



文部科学大臣の認定*を受けた在外教育施設(日本人学校、私立在外教育施設)

国内の小学校、中学校又は高等学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の教育施設で、現地の日本人会等が設置した日本人学校と国内の学校法人が母体となって設置した私立在外教育施設があります。
国内の学習指導要領に基づき、国内で使用されている教科書が用いられています。

*文部科学大臣が、日本国内の小学校、中学校、高等学校と同等の教育課程を有する旨を認定する制度です。認定を受けた在外教育施設の教育課程を修了した者には、高等学校や大学への入学資格が認められます。

補習授業校

現地の学校や国際学校(インターナショナルスクール)等に通学している日本人の子供に対し、土曜日や放課後などを利用して小学や中学の国語や算数/数学等の授業を行う教育施設です。現地の日本人会等が設置主体となり、国内で使用されている教科書が用いられます。

